平成２２年（フ）第２３５号
富山市花木678番地１
債務者　花崎純佐久
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４２号
富山市向新庄町５丁目７―78―203号イエローハウス柿沼寿嗣方、住民票上の住所富山市高屋敷55番地125
債務者　中田真由美
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
富山市茶屋町558番地１、前住所東京都北区王子本町１丁目13番６―801号　ナビウス王子本町
債務者　篠原　優芳
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７１号
熊本県宇城市不知火町柏原62番地
債務者　濱田　雅代
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０７号
熊本市武蔵ケ丘６丁目３番43号　武蔵サンハイツ101号、住民票上の住所熊本県菊池市泗水町永2792番地37
債務者　荒木　　勝
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８１号
福島県いわき市泉町滝尻字御前田42番地の１メゾンあすかＣ―Ａ、前住所福島県いわき市常磐藤原町名高儀76番地の55　リリィハイツ106
債務者　根本さおり（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６９号
山口県光市島田２丁目４番25号
債務者　笠井彌太郎
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８４０号
神奈川県藤沢市片瀬２丁目１番16号
債務者　米山　揚一
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８７号
横浜市南区高砂町２丁目25番地４　クリオ吉野町壱番館605号室
債務者　庭坂　芳江（旧姓宇塚）
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１４２号
神奈川県大和市深見台１丁目４番13号　シャトレー宮園Ａ―102
債務者　箕輪　正実
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５５号
神奈川県大和市下和田1243番地　内野ハイツ201
債務者　笹川　政博
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６５号
横浜市鶴見区仲通２丁目65番地５　アーバンハイツ鶴見203
債務者　奥　　貴子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１７２号
横浜市旭区万騎が原32番地１　２―105号
債務者　和田由美子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２０７号
横浜市南区榎町２丁目62番地　ハマミビル401号
債務者　岡　　良房
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３１号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ９街区９棟202号
債務者　白瀬　武美
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３２号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ９街区９棟202号
債務者　白瀬　豊美
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部